

雇用確保のための

アドバイザーを派遣します

平成28年熊本地震を受け、地域雇用開発奨励金*など国の雇用関係制度において、様々な特例措置が行われています。従業員を確保するためにこれらの制度の利用をお考えの事業所へアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。

*地域雇用開発奨励金

雇用機会が不足している地域等において、事業所の設置・整備を行うとともに求職者を雇入れた事業主に対して支給する奨励金です。

【特例措置の内容】

対象となる設置・整備費用の範囲拡大（熊本地震からの復旧のために行った修理・修繕に要した経費等） 対象労働者の範囲拡大 支給額の引上げ など

内 容

事業所へアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します

アドバイザーが個別相談に応じ、各種制度の利用を支援します

（申請代行はいたしません）

期 間

平成29年2月28日（火）まで

対 象

従業員の雇用を確保するために国(労働局)の制度の利用をお考えの県内事業所

アドバィザー

熊本県社会保険労務士会員

無料

アドバイザー派遣をご希望の方は、以下の問い合わせ先にご連絡ください。

熊本県社会保険労務士会

TEL 096-324-1365 FAX 096-324-1208

Mail kumamoto@sr-kumamoto.or.jp

※受付時間 9時～17時（土日祝日は除く）